

福岡県公報

令和 7 年 3 月 28 日
第 583 号

目 次

告 示 (第207号 - 第227号)

- 公金事務の委託に係る告示 (税 務 課) 2
- 情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等 (情報政策課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) 5
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 5
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) 5
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) 6
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の氏名 (名称) の変更 (保護・援護課) 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 6
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 7
- 保安林指定施業要件の変更通知の掲示 (農山漁村振興課) 7
- 道路の占用の制限 (道路維持課) 7
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) 8
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) 8

- 道路の供用の開始 (道路維持課) 8
- 福岡県資源管理方針の変更 (水産振興課) 9
- 令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の公表 (水産振興課) 10
- 公 告**
- 福岡県立ももち文化センターの利用料金の承認 (文化振興課) 11
- 福岡県営春日公園の料金の承認 (公園街路課) 13
- 福岡県営筑後広域公園の料金の承認 (公園街路課) 14
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (健康増進課) 15
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (建築指導課) 15
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 15
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 15
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 16
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 16
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 16
- 特定農業用ため池の指定 (農村森林整備課) 16
- 特定農業用ため池の指定の解除 (農村森林整備課) 16
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村森林整備課) 17
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 17
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 17
- 教育委員会**
- 福岡県指定有形文化財の指定 (教育庁文化財保護課) 18
- 福岡県指定無形文化財の指定 (教育庁文化財保護課) 18
- 福岡県指定史跡名勝天然記念物の指定 (教育庁文化財保護課) 18
- 福岡県指定史跡名勝天然記念物の指定 (教育庁文化財保護課) 18
- 福岡県指定有形文化財の追加指定 (教育庁文化財保護課) 18
- 福岡県指定史跡の指定の訂正 (教育庁文化財保護課) 19
- 選挙管理委員会**
- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (行財政支援課) 19

- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 (行財政支援課) ……………19
- 県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (行財政支援課) ……………19
- 公安委員会**
- 交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部地域総務課) ……………20
- 運転免許取得者等検査の認定 (警察本部運転免許試験課) ……………20
- 自動車の運行供用の制限に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部交通指導課) ……………21
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部交通指導課) ……………21
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部交通規制課) ……………21
- 警察本部**
- 情報公開窓口設置規程及び個人情報保護窓口設置規程の一部を改正する告示 (警察本部警務課) ……………21
- 再 掲**
- 福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (警察本部交通企画課) ……………22
- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部交通企画課) ……………40
- 意見募集の結果の公示 (警察本部交通企画課) ……………40
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部交通企画課) ……………40
- 筑豊自動車運転免許試験場技能試験コースの使用許可手続等に関する規程の一部を改正する告示 (警察本部交通企画課) ……………41

告 示

福岡県告示第207号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の収納に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

株式会社電算システム

(2) 住所又は事務所の所在地

岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地

2 委託した公金の収納に関する事務に係る歳入

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第3条第1項第8号に規定する自動車税の種別割

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年12月26日

4 委託をした日

令和6年12月26日

福岡県告示第208号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を公示する。

令和7年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要する申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続

福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第3条第1項	令和7年4月1日	福岡県中小企業生産性向上・賃上げ緊急支援補助金交付の申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第13条	令和7年4月1日	福岡県中小企業生産性向上・賃上げ緊急支援補助金の実績報告
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第20条	令和7年4月1日	福岡県中小企業生産性向上・賃上げ緊急支援補助金の取得財産処分承認申請

2 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要しない申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）	第53条第1項	令和7年4月1日	低炭素建築物新築等計画認定申請
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）	第55条第1項	令和7年4月1日	低炭素建築物新築等計画変更認定申請
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）	第34条第1項	令和7年4月1日	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）	第36条第1項	令和7年4月1日	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請
保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）	第12条	令和7年4月1日	看護師等養成所の指定申請
保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）	第13条第1項	令和7年4月1日	看護師等養成所の学則等の変更承認申請
看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）	第14条第1項	令和7年4月1日	県ナースセンター指定申請
長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）	第5条第1項から第7項	令和7年4月1日	長期優良住宅建築等計画等の認定申請
長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）	第8条第1項、第9条第1項	令和7年4月1日	長期優良住宅建築等計画等の変更認定申請

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）	第10条	令和7年4月1日	長期優良住宅建築等計画等実施者の地位の承継の承認申請
---------------------------------	------	----------	----------------------------

福岡県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	386号	朝倉市杷木志波5035番先から朝倉市杷木志波5873番8先まで

福岡県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	八香女線	前	朝倉郡東峰村大字宝珠山5171番4先から朝倉郡東峰村大字宝珠山5365番3先まで	3.4 ～ 9.6	698.0
			後	朝倉郡東峰村大字宝珠山5171番4先から朝倉郡東峰村大字宝珠山5365番3先まで	5.5 ～ 17.4	

福岡県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築 県 道		須磨園 南 原 線 曾 根	前	京都郡苅田町大字新津631番209先から 京都郡苅田町大字新津1471番22先まで	6.0 ～ 16.0	996.0
			前	京都郡苅田町大字新津631番209先から 京都郡苅田町大字新津1471番22先まで	11.3 ～ 47.0	1003.0
			後	京都郡苅田町大字新津631番209先から 京都郡苅田町大字新津1471番22先まで	6.0 ～ 16.0	996.0
			後	京都郡苅田町大字新津631番209先から 京都郡苅田町大字新津1471番22先まで	11.3 ～ 52.8	1003.0

福岡県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

京 築	須磨園 南 原 線 曾 根	京都郡苅田町大字新津865番50先から 京都郡苅田町大字新津1471番22先まで
-----	---------------------	---

福岡県告示第213号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕生424	ごとう整形外科	糟屋郡宇美町宇美一丁目8番15号	R7・2・1
粕生425	出会いの里病院	糟屋郡篠栗町庄四丁目9番16号	R7・2・1
小生124	たなか耳鼻咽喉科医院	小郡市祇園一丁目15番地6	R7・2・1
大生469	医療法人サンライズメディカル 重藤内科・外科	大牟田市日出町三丁目1番地21	R7・2・1
像生歯90	宗像すみれ歯科・こども歯科	宗像市須恵四丁目8-1	R7・3・1
大野生薬102	ドラッグイレブン薬局御笠川店	大野城市御笠川二丁目2番2号	R7・3・1
宗遠生薬19	水巻調剤薬局	遠賀郡水巻町頃末南三丁目13-9	R7・2・1
粕生訪32	訪問看護ステーション 安寿	糟屋郡須恵町大字旅石72番地176	R7・1・1
宰生訪22	福あーる訪問看護リハビリステーション太宰府	太宰府市都府楼南四丁目13-16 都府楼南借家A-1	R7・1・1
筑紫生訪16	訪問看護ステーションつばき	筑紫野市大字筑紫1519 エクセレント筑紫202号	R7・1・1
う生訪3	訪問看護ステーション 紬	うきは市吉井町新治1317番地1	R7・2・1
大生訪34	訪問看護リハビリステーション なないろ	大牟田市大字宮崎2492-1 ハイツ中嶋102号	R7・2・1

田生訪45	訪問看護あえる	田川市大字夏吉4412	R7・2・1
-------	---------	-------------	--------

福岡県告示第214号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
粕生1	河野病院	糟屋郡篠栗町大字尾仲139	R7・1・31
粕生414	ごとう整形外科	糟屋郡宇美町宇美一丁目8-15	R7・1・31
小生41	田中耳鼻咽喉科医院	小郡市祇園一丁目15番地6	R7・1・31
大生256	重藤内科・外科	大牟田市日出町三丁目1-21	R7・1・31
宰生歯5	陶山歯科医院	太宰府市観世音寺二丁目19-1	R6・12・31
八女生薬54	ベンリー薬局 八女総合病院前店	八女市高塚568-1	R7・2・4
朝倉生薬28	あさくら調剤薬局	朝倉市来春493-1	R7・1・31

福岡県告示第215号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた

場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
遠生115	医療法人占部胃腸科内科医院	医療法人 うらべ内科クリニック	遠賀郡岡垣町大字内浦1112-3	R7・1・6
糸島地生歯41	医療法人誠心ほりデンタルクリニック	いとしま総合歯科 インプラントクリニック	糸島市神在西一丁目3番1号	R6・10・24

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生236	おおぎ耳鼻咽喉科医院	糟屋郡粕屋町大字仲原97-3	糟屋郡粕屋町長者原東一丁目11-10	H27・2・21
糸島地生119	ひらの内科クリニック	糸島市潤三丁目111	糸島市潤三丁目20番3号	H31・2・1
筑紫生訪3	四季のいずみ訪問看護ステーション	筑紫野市岡田一丁目4-1	筑紫野市二日市北三丁目1-23	R6・10・1
飯生訪36	MCC訪問看護ステーション	飯塚市菰田東二丁目5-20	飯塚市菰田655番地1 木の花ベース1号室	R7・1・1

福岡県告示第216号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
春生マ25	西島 直子（フレアス在宅マッサージ春日施術所）	春日市春日原東町二丁目44-3 アネックス春日原201	R 7・2・17
福津生マ5	山田 海人	福津市福岡駅東一丁目4-8-201	R 7・3・1
飯生柔133	橋本 紘太郎（橋本整骨院）	飯塚市下三緒166-1	R 7・1・1
宗遠生柔70	柴田 晴香（NAOSEL水巻整骨院）	遠賀郡水巻町頃末南三丁目23-3	R 7・2・10
直生はき36	川口 颯太（ぶらす鍼灸治療院 直方店）	直方市大字頓野3223番地3 ソルマート21 202	R 7・2・1
直生はき37	吉川 那祥（ぶらす鍼灸治療院 直方店）	直方市大字頓野3223番地3 ソルマート21 202	R 7・2・1
直生はき38	福田 寿奈緒（ぶらす鍼灸治療院 直方店）	直方市大字頓野3223番地3 ソルマート21 202	R 7・2・1
小生はき19	佐々木 崇吉（オーロラ治療院 久留米店）	小郡市小郡2132-11-A202	R 7・2・10
福津生はき13	山田 海人	福津市福岡駅東一丁目4-8-201	R 7・3・1

福岡県告示第217号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 7 年 3 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
飯生柔120	井上 天尋（たかくら整骨院）	飯塚市柏の森532-3	R 7・2・12
粕生柔196	山本 穰司（堺整骨院 志免）	糟屋郡志免町南里四丁目1-16-203	R 7・2・1

直生はき30	舌間 貴子（からだすこやか治療院直方店）	直方市大字頓野3223番地3 ソルマート21 202	R 6・3・31
直生はき31	武藤 舞（からだすこやか治療院直方店）	直方市大字頓野3223番地3 ソルマート21 202	R 6・3・31
直生はき32	諏訪 圭一（からだすこやか治療院直方店）	直方市大字頓野3223番地3 ソルマート21 202	R 6・3・31

福岡県告示第218号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から氏名（名称）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 7 年 3 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
直生はき33	葉 祥山（からだすこやか治療院直方店） 直方市大字頓野3223-3 ソルマート21 202	葉 祥山（ぶらす鍼灸治療院直方店） 直方市大字頓野3223-3 ソルマート21 202	R 5・9・1
直生はき29	江藤 泰輔（からだすこやか治療院直方店） 直方市大字頓野3223番地3 ソルマート21 202	江藤 泰輔（ぶらす鍼灸治療院直方店） 直方市大字頓野3223番地3 ソルマート21 202	R 5・9・1

福岡県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南筑後	県 道	大牟田 川 副 線	前	柳川市大和町中島996 番 1 先から 柳川市大和町谷垣50 番 1 先まで	7.2 ～ 54.6	5689.3	うち一般国 道208号重 用延長330.0 メートル
			前	柳川市大和町中島996 番 1 先から 柳川市大和町谷垣50 番 1 先まで	4.0 ～ 54.6	5695.1	うち一般国 道208号重 用延長330.0 メートル
			後	柳川市大和町中島996 番 1 先から 柳川市大和町谷垣50 番 1 先まで	7.2 ～ 54.6	5689.3	うち一般国 道208号重 用延長330.0 メートル
			後	柳川市大和町中島996 番 1 先から 柳川市大和町谷垣50 番 1 先まで	4.0 ～ 54.6	5695.1	うち一般国 道208号重 用延長330.0 メートル

福岡県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	大牟田 川 副 線	柳川市大和町皿垣開1506番1先から 柳川市大和町皿垣開1754番1先まで
		柳川市大和町皿垣開2444番先から 柳川市大和町皿垣開2449番先まで

福岡県告示第221号

保安林指定施業要件変更森林の所在場所等（令和7年1月農林水産省告示第160号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更通知の内容を、当該保安林の属する北九州市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 7 年 3 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

北九州市役所

青木 弥右エ門、青木 佐司馬、白石 君子、青木 文藏、大塚 俊之助、大塚 貢、青木 助藏、大塚 市太郎、青木 爲藏

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和7年1月農林水産省告示第160号によること。

福岡県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	占用を制限する区域

朝倉	国道	386号	朝倉市三奈木2756番1先から 朝倉市牛鶴14番1先まで
----	----	------	---------------------------------

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

令和7年4月11日

福岡県告示第223号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和元年7月30日福岡県告示第182号福岡都市計画道路事業3・3・1-21号長浜太宰府線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画道路事業 3・3・1-21号 長浜太宰府線

3 事業施行期間

令和元年7月30日から令和12年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第224号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和4年3月18日福岡県告示第235号北九州広域都市計画道路事業3・4・44-200号折尾東西線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画道路事業 3・4・44-200号 折尾東西線

3 事業施行期間

平成22年7月21日から令和10年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	新吉富 豊 前 線	豊前市大字六郎352番 1 先から 豊前市大字六郎329番 1 先まで

福岡県告示第226号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき定めた福岡県資源管理方針（令和2年11月福岡県告示第889号の3）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

第8中「別紙1-10 まだい日本海西部・東シナ海系群」を「別紙1-11 ぶり」に、「別紙3-1 ぶり」を「別紙3-2 とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群」に改める。

別紙1-1第3に次のように加える。

漁業法第16条第2項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。

漁獲可能性を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区及び福岡県豊前海区漁業調整委員会に報告するものとする。

別紙1-2第3に次のように加える。

漁業法第16条第2項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。

漁獲可能性を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区漁業調整委員会に報告するものとする。

別紙1-3第3に次のように加える。

漁業法第16条第2項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、筑

前海区漁業調整委員会とする。

配分の変更については、あらかじめ筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により配分した場合は、変更後に開催される筑前海区漁業調整委員会に報告するものとする。

福岡県有明海区及び福岡県豊前海区漁業調整委員会については、漁獲可能性を設定または変更したときは、設定または変更後に開催される各海区漁業調整委員会に報告するものとする。

別紙1-3第4に次のように加える。

0歳魚（2キログラム未満）の漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないため、県は漁業者が行う取組に対する指導を行うこととする。

別紙1-4第3に次のように加える。

漁業法第16条第2項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。

配分の変更については、あらかじめ筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により配分した場合は、変更後に開催される筑前海区漁業調整委員会に報告するものとする。

福岡県有明海区及び福岡県豊前海区漁業調整委員会については、漁獲可能性を設定または変更したときは、設定または変更後に開催される各海区漁業調整委員会に報告するものとする。

別紙1-5第3に次のように加える。

漁業法第16条第2項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。

漁獲可能性を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区及び福岡県豊前海区漁業調整委員会に報告するものとする。

別紙1-6第3、別紙1-7第3、別紙1-8第3及び別紙1-10第3に次のように加える。

漁業法第16条第2項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、

当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。

漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区漁業調整委員会に報告するものとする。

別紙1-10の次に次のように加える。

(別紙1-11)

第1 特定水産資源

ぶり

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県ぶり知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県ぶり知事管理区分に配分する。

漁業法第16条第2項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。

漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区及び福岡県豊前

海区漁業調整委員会に報告するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、資源管理方針策定時の本県筑前海海域における漁船登録数である2,102隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

別紙3-1を次のように改める。

(別紙3-1) 削除

ぶり（令和7年3月7日付けの資源管理基本方針改正で特定水産資源となり、別紙1へ規定。）

福岡県告示第227号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、するめいか、くろまぐろ（小型魚）及びびくろまぐろ（大型魚）の令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分数量
するめいか	現行水準	福岡県するめいか知事管理区分	現行水準
くろまぐろ（小型魚）	26.9 t	福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分	26.9 t
くろまぐろ（大型魚）	20.6 t	福岡県くろまぐろ（大型魚）知事管理区分	20.6 t

公 告

公告

福岡県立ももち文化センター条例（平成18年福岡県条例第45号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県立ももち文化センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和7年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称

福岡県立ももち文化センター

2 位置

福岡市早良区百道二丁目3番15号

3 利用料金の承認年月日

令和7年3月6日

4 利用料金（令和7年4月1日以降）

(1) 施設利用料金

ア 大ホール

区 分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
平日	12,400円	24,800円	37,210円	37,200円	62,010円	74,410円
土・日・休日	14,880円	29,760円	44,650円	44,640円	74,410円	89,290円

イ 本館各施設

区 分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
小ホール	9,920円	12,400円	12,400円	22,320円	24,800円	34,720円
2階展示ホール	5,580円	7,440円	7,440円	13,020円	14,880円	20,460円
3階展示ホール	4,460円	5,950円	5,950円	10,410円	11,900円	16,360円
特別会議室	6,690円	8,930円	8,930円	15,620円	17,860円	24,550円

会議室 1	2,720円	3,720円	3,720円	6,440円	7,440円	10,160円
会議室 2	2,720円	3,720円	3,720円	6,440円	7,440円	10,160円
会議室 3	2,720円	3,720円	3,720円	6,440円	7,440円	10,160円
会議室 4	2,720円	3,720円	3,720円	6,440円	7,440円	10,160円
会議室 5	1,350円	1,860円	1,860円	3,210円	3,720円	5,070円
会議室 6	1,350円	1,860円	1,860円	3,210円	3,720円	5,070円
第1研修室	4,460円	5,950円	5,950円	10,410円	11,900円	16,360円
第2研修室	3,340円	4,460円	4,460円	7,800円	8,920円	12,260円
第3研修室	4,290円	5,720円	5,720円	10,010円	11,440円	15,730円
第4研修室	4,290円	5,720円	5,720円	10,010円	11,440円	15,730円
視聴覚教室	3,340円	4,460円	4,460円	7,800円	8,920円	12,260円
音楽室	4,460円	5,950円	5,950円	10,410円	11,900円	16,360円
一般教室	4,460円	5,950円	5,950円	10,410円	11,900円	16,360円
アトリエ	4,460円	5,950円	5,950円	10,410円	11,900円	16,360円
料理教室	6,690円	8,930円	8,930円	15,620円	17,860円	24,550円
和室	3,340円	4,460円	4,460円	7,800円	8,920円	12,260円
茶室	2,230円	2,970円	2,970円	5,200円	5,940円	8,170円
練習室	4,710円	6,200円	6,200円	10,910円	12,400円	17,110円

備考

1 大ホールは、次に掲げる附属設備の額を含む。

(1) フットライト（60ワット 19個）

(2) ボーダーライト（150ワット 20個）

2 大ホール利用者が利用の際、第三者から入場料若しくはこれに相当する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 利用者が利用の際特別な設備を設置した場合は、電気、水道又はガスの使用料金の実費に相当する額を基本額に加算する。

4 「土・日・休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23

年法律第178号)に規定する休日を、「平日」とは、これら以外の日をいう。

(2) 超過利用料金等

ア 利用時間を超過してセンターを利用する場合

時間区分	算定基準時間及び額	超過時間	超過利用料金
午前7時から 午前9時まで	施設利用料金に掲げる 午前9時から正午まで の額	1時間以内	50パーセントに相当する額
		1時間を超え 2時間以内	100パーセントに相当する額
正午から午後5 時まで	施設利用料金に掲げる 午後1時から午後5時 までの額	1時間以内	25パーセントに相当する額
		1時間を超え 2時間以内	50パーセントに相当する額
		2時間を超える 場合	100パーセントに相当する額
午後5時から午後 9時(大ホール については午後 10時)まで	施設利用料金に掲げる 午後6時から午後9時 (大ホールについては 午後10時)までの額	1時間以内	25パーセントに相当する額
		1時間を超え 2時間以内	50パーセントに相当する額
		2時間を超える 場合	100パーセントに相当する額
午後9時(大ホ ールについては 午後10時)から 午前零時まで	施設利用料金に掲げる 午後6時から午後9時 (大ホールについては 午後10時)までの額	1時間以内	50パーセントに相当する額
		1時間を超える 場合	100パーセントに相当する額

イ 大ホールの利用者が、練習、準備等のために大ホールを利用する場合 施設利
用料金の70パーセントに相当する額

(3) 附属設備、器具等の利用料金

区 分	品 名	単 位	金額(1回に つき)	備 考
大ホール	所作台	1式	3,710円	
	平台	1枚	110円	
	仮設花道	1箇所	2,470円	
	花道用所作台	1式	1,230円	
	金屏風	1双	860円	
	銀屏風	1双	860円	
	毛せん	1枚	110円	

上敷	1枚	110円	
紗幕	1枚	610円	
指揮台・譜面台	1組	240円	
譜面台	1台	40円	
箱馬	1個	20円	
折たたみ馬	1個	20円	
演台	1台	610円	脇台を含む。
花台	1台	110円	
反響板	1組	2,470円	両側正面及び天井を 各1組とする。
補助椅子	1脚	40円	
机	1脚	70円	
ホワイトボード	1個	110円	
木頭ツケ板	1式	110円	
吊りバトン	1個	610円	電動式
吊りバトン	1個	360円	手動式
ピアノ	1台	3,710円	調律料を含まない。
第1ボーダーライト	1式	360円	150ワット
第2ボーダーライト	1式	360円	150ワット
第3ボーダーライト	1式	360円	150ワット
スポットライト	1台	240円	1キロワット
スポットライト	1台	170円	500ワット
アッパーホリゾンライト	1式	980円	200ワット
ローアホリゾンライト	1式	980円	200ワット
フットライト	1式	300円	60ワット
フロントサイドスポット	1台	240円	1キロワット
センターピンスポット	1台	1,230円	2キロワット
シーリングスポット	1台	240円	1キロワット
ストリップライト	1本	170円	100ワット

スタンド	1台	110円	
エフェクトマシン	1台	860円	
ミラーボール	1台	610円	
オーロラマシン	1台	610円	
波マシン	1台	610円	
ダブルマシン	1台	610円	
ベーススタンド	1台	60円	
先玉	1個	60円	
拡声装置Aセット	1式	1,860円	
拡声装置Bセット	1式	2,470円	
コンデンサーマイクロホン	1本	610円	
マイクロホン	1本	360円	
ワイヤレスマイクロホン1	1本	980円	1チャンネル
録音再生機	1台	610円	
マイクスタンド	1台	60円	
エレベーターマイクロホン装置	1台	360円	電動式
スクリーン	1式	1,230円	スクリーンのみ使用の場合
楽屋	1室	610円	
シャワー室	1室	610円	
小ホール	拡声装置A	1式	1,230円 固定式
	カセットテープレコーダー	1台	610円
	CDプレーヤー	1台	610円
	マイクロホン	1本	240円 有線
	ピアノ	1台	2,470円 調律料は含まない。
全館共通	コンセント	1個	1キロワット
	移動式スクリーン	1式	610円

パネル	1面	60円	
パネル支柱	1脚	20円	
TVビデオセット	1式	1,230円	
レーザーポインター	1個	110円	
ワイヤレスマイクロホン2	1本	610円	
拡声装置B	1式	610円	移動式
その他の設備・器具	1個	5,220円	

備考

- この表の額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時（大ホールについては午後10時）までをそれぞれ1回として算定するものとする。
- 1回の利用時間を超えて利用するときの額は、1時間ごとにこの表に掲げる金額の25パーセントに相当する額とする。
- 前項の場合において、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営春日公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和7年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 名称
福岡県営春日公園
- 位置
春日市原町三丁目
- 利用料金の承認年月日

令和 7 年 3 月 12 日

4 利用料金（令和 7 年 4 月 5 日以降）

スケートボード場

単 位	金 額	
	1 人・1 回	一般
300円		100円

備考

1 この表において「児童」とは幼児並びに小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及びこれらに準ずる者を、「中学生」とは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の生徒及びこれらに準ずる者を、「一般」とは15歳以上の者（中学生を除く。）をいう。

2 次の者は、無料とする。

- (1) 65歳以上の者
- (2) 障がい者及びその介護者であって、規則で定めるもの

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営筑後広域公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和 7 年 3 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名称
福岡県営筑後広域公園
- 2 位置
筑後市大字津島
- 3 利用料金の承認年月日
令和 7 年 3 月 12 日

4 利用料金（令和 7 年 4 月 12 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）

オートキャンプ場

区 分	単 位	金 額				
		期間 A	期間 B	期間 C	期間 D	期間 E
キャンプサイト (120平方メートル)	1 区画・ 1 回	4,950円	5,280円	5,610円	6,270円	6,600円
キャンプサイト (200平方メートル)		8,250円	8,800円	9,350円	10,450円	11,000円
ドギーサイト		12,760円	13,530円	14,300円	15,950円	17,000円

備考 この表において「期間 A」、「期間 B」、「期間 C」、「期間 D」及び「期間 E」とは、令和 7 年 4 月 12 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間のうち、それぞれ次に掲げる期間をいう。

- (1) 期間 A 期間 B～期間 E 以外の期間
- (2) 期間 B 6 月 7 日、14 日、21 日、28 日
7 月 5 日、12 日
12 月 6 日、13 日、20 日、27 日
1 月 10 日、11 日、17 日、24 日、31 日
2 月 7 日、10 日、14 日、21 日、22 日、28 日
- (3) 期間 C 4 月 13 日～18 日、20 日～25 日
5 月 11 日～15 日、18 日～22 日、25 日～29 日
7 月 21 日～25 日、27 日～31 日
8 月 1 日、3 日～8 日、17 日～22 日、24 日～29 日、31 日
9 月 1 日～5 日、7 日～12 日
10 月 1 日～3 日、5 日～10 日、13 日～17 日、19 日～24 日、26 日～31 日
11 月 3 日～7 日、9 日～14 日
3 月 1 日～6 日、8 日～13 日、15 日～18 日、20 日
- (4) 期間 D 4 月 12 日、19 日
5 月 6 日～9 日、16 日、23 日、30 日
8 月 16 日、23 日、30 日
9 月 15 日～19 日、23 日～26 日、28 日～30 日

11月16日～21日、24日～28日、30日

3月7日、14日、19日、21日～27日

(5) 期間E 4月26日～30日

5月1日～5日、10日、17日、24日、31日

7月19日、20日、26日

8月2日、9日～15日

9月6日、13日、14日、20日～22日、27日

10月4日、11日、12日、18日、25日

11月1日、2日、8日、15日、22日、23日、29日

3月28日～31日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和7年福岡県規則第14号）の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部健康増進課に備え置きます。

令和7年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第97号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和7年3月25日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則（平成9年福岡県規則第53号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

令和7年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令第70号）の施行に伴い、必要となる規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和7年3月28日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により宗像市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和7年3月12日宗像市告示第18号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

大野城市上大利三丁目81番1、81番3から81番12まで及び1534番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大野城市上大利四丁目5番20号

小川建設株式会社

代表取締役 小川 嘉雄

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

（第二工区）田川郡香春町大字採銅所字松崎4053番6から4053番8まで、4054番2、4054番3及び4058番2並びにこれらの区域内の道路である町有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県知事 服部 誠太郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字堀田1994番6、1929番9の一部及び1930番17の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市東区松島六丁目6番33号

株式会社よかタウン

代表取締役 野島 幸司

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

（第一工区）田川郡添田町大字添田字積加堂1469番1、1486番1、1486番5、1487番1、1488番2、1488番3、1489番2、1491番3及び1492番2、字代屋敷1471番3、1484番6、1484番8から1484番11まで、1484番13及び1484番15、字柳迫1538番1、1538番4、1538番5、1545番1、1605番1、1605番5、1605番6、1610番1、1611番から1614番まで、1616番1及び1616番2並びに字井手ノ上1622番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

田川郡添田町大字添田2151

添田町長 寺西 明男

公告

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づき、特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により次のように公示する。

令和7年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定農業用ため池の名称	所在地	指定年月日
山田池	行橋市大字徳永25-2 外	令和7年3月17日

公告

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づき指定した特定農業用ため池のうち、次の特定農業用ため池の指定を解除した

ので、同条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定により公示する。

令和 7 年 3 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定農業用ため池の名称	所在地	解除年月日
トウゴシ池	宗像市名残1333	令和 7 年 3 月 17 日
池ノ谷池	宗像市名残1058 外 1 筆	令和 7 年 3 月 17 日
堀田池	宗像市名残903 外 4 筆	令和 7 年 3 月 17 日
今王池	太宰府市高雄三丁目4136	令和 7 年 3 月 17 日
結ヶ池	太宰府市五条三丁目2855 - 1	令和 7 年 3 月 17 日
下ノ川(2)	直方市大字永満寺1405 - 2	令和 7 年 3 月 17 日
桜馬場	直方市大字永満寺1712	令和 7 年 3 月 17 日
前谷溜池	宮若市山口6280 - 1	令和 7 年 3 月 17 日
井無田池	行橋市大字稲童4026 外	令和 7 年 3 月 17 日
凱旋池	豊前市大字大村1150	令和 7 年 3 月 17 日
池ヶ迫池	京都郡みやこ町犀川末江649	令和 7 年 3 月 17 日
峯の上池	築上郡上毛町大字東上3051	令和 7 年 3 月 17 日

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 3 第 3 項の規定により次のように公告する。

令和 7 年 3 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県 営 土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事を完了した時期

農業用ため池整備事業（くぬぎ谷地区）	令和 6 年 5 月 31 日
--------------------	-----------------

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
那珂川市東隈一丁目138番 3、138番 5 から138番 7 まで、140番 1 及び140番 5 並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市南区桧原 1 - 11 - 37
株式会社ベストブライト
代表取締役 濱田 広一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡菟田町大字菟田字丸町620番 2 から620番 4 まで並びに字餅田623番41及び623番43並びに大字雨窪字餅田632番 1、632番 3 から632番 9 まで、633番 3 から633番11 まで及び634番 2 から634番 4 まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京都郡菟田町大字南原1685番地 7
株式会社万里不動産
代表取締役 藤川 敏

教育委員会

福岡県教育委員会告示第 2 号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第 4 条第 1 項の規定により、福岡県指定有形文化財を次のように指定する。

令和 7 年 3 月 28 日

福岡県教育委員会

古文書の部

名称	員数	文化財の所在地	所有者
小川文書	20点	久留米文化財収蔵館（久留米市諏訪野町1830-6）	小川区

福岡県教育委員会告示第 3 号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第23条第 1 項の規定により、次の表の左欄に掲げる無形文化財を福岡県指定無形文化財に指定し、同条第 2 項の規定により、同表の右欄に掲げる者を当該無形文化財の保持者として認定する。

令和 7 年 3 月 28 日

福岡県教育委員会

工芸技術の部

左欄		右欄	
名称	氏名	住所	
博多曲物	柴田 真理子	糟屋郡志免町別府西二丁目 2-16	

福岡県教育委員会告示第 4 号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第37条第 1 項の規定により、福岡県指定史跡を次のように指定する。

令和 7 年 3 月 28 日

福岡県教育委員会

史跡の部

名 称	所在地
桂川古墳群 ホーケントウ古墳 天神山古墳	飯塚市平塚229-1・235-1の各一部（実測1,890.2㎡）、嘉穂郡桂川町豆田455-1、458-1 備考 指定地域に関する図面を福岡県教育委員会、飯塚市教育委員会及び桂川町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

福岡県教育委員会告示第 5 号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第37条第 1 項の規定により、福岡県指定天然記念物を次のように指定する。

令和 7 年 3 月 28 日

福岡県教育委員会

天然記念物の部

名 称	所在地
若杉山の大スギ	糟屋郡篠栗町若杉山17林班く小班のうち実測534.26㎡。 備考 指定地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び篠栗町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

福岡県教育委員会告示第 6 号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第 4 条第 1 項の規定により、次の表の左欄に掲げる福岡県指定有形文化財に同表中欄に掲げる文化財を追加して指定し、名称等についての記載事項を同表右欄のように改める。

令和 7 年 3 月 28 日

福岡県教育委員会

建造物の部

左欄		中欄	右欄				
名称	関係告示		名称	員数	構造形式	所有者	所在地
観世音寺講堂 金堂	昭和32年福岡県教育委員会告示第4541号	棟札 3枚	観世音寺講堂 金堂	2棟	講堂 桁行 3 間、梁間 2 間、裳階付、入母屋造、本瓦葺 附 棟札 3 枚 元禄元年、寛政 9 年、文政 8 年 金堂 桁行 5 間、梁間 4 間、入母屋造、本瓦葺	観世音寺	太宰府市観世音寺五丁目-182番

福岡県教育委員会告示第7号

福岡県指定史跡の指定の告示（令和6年3月福岡県教育委員会告示第5号）において、地番に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

令和7年3月28日

福岡県教育委員会

史跡の部

名称	所在地	訂正前後別	地番
下唐原古墳群 能満寺1・2・3・4号墳 西方古墳	築上郡上毛町	前	字下唐原1143-11、1588-1、1589、1590-1、1591-17
		後	大字下唐原1413-11、1588-1、1589、1590-1、1591-17

選挙管理委員会**福岡県選挙管理委員会告示第32号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、令和7年3月登録日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和7年3月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

84,040

福岡県選挙管理委員会告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じ

て得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、令和7年3月登録日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和7年3月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

625,247

福岡県選挙管理委員会告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和7年3月登録日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和7年3月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	26,009
北九州市小倉北区	49,787
北九州市小倉南区	56,985
北九州市若松区	21,867
北九州市八幡東区	17,611
北九州市八幡西区	68,257
北九州市戸畑区	15,469
福岡市東区	87,998
福岡市博多区	68,424
福岡市中央区	56,822
福岡市南区	73,166
福岡市城南区	35,271
福岡市早良区	60,556
福岡市西区	56,786

大牟田市	29,978
久留米市・うきは市	89,707
直方市	15,228
飯塚市・嘉穂郡	38,035
田川市	12,375
柳川市	17,346
八女市・八女郡	21,929
筑後市	13,375
大川市・三潞郡	12,637
行橋市	20,027
中間市	11,158
小郡市・三井郡	20,303
筑紫野市	29,225
春日市	30,356
大野城市	27,847
宗像市	26,637
太宰府市	19,701
古賀市	16,111
福津市	18,353
宮若市・鞍手郡	13,381
嘉麻市	9,778
朝倉市・朝倉郡	22,862
みやま市	9,789
糸島市	28,344
那珂川市	13,377
糟屋郡	62,357

遠賀郡	25,307
田川郡	19,893
京都郡	15,145
築上郡・豊前市	15,103

公安委員会

福岡県公安委員会規則第12号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年3月28日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県うきは警察署の部竹野駐在所の項中「田主丸町竹野1877番地1」を「田主丸町竹野1563番地14」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月4日から施行する。

福岡県公安委員会告示第88号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定に基づき、運転免許取得者等検査を次のとおり認定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年3月28日

福岡県公安委員会

名称及び住所並びに代表者の氏名	施設の名称及び所在地	方法の区分	方法の名称	認定年月日
小倉自動車学校 北九州市小倉北区霧ヶ丘 一丁目16番1号 辰本 誠一郎	小倉自動車学校 北九州市小倉北区霧ヶ丘 一丁目16番1号	認知機能検査同等方法	認定運転技能検査	令和7年 2月27日

福岡県公安委員会規則第11号

自動車の運行供用の制限に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年3月28日

福岡県公安委員会

自動車の運行供用の制限に関する規則の一部を改正する規則

自動車の運行供用の制限に関する規則（平成3年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条中「法第6条の規定により交付する保管場所標章の表示」を「保管場所を確保していることを疎明する書面」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福岡県公安委員会告示第95号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、自動車の運行供用の制限に関する規則の一部を改正する規則（令和7年福岡県公安委員会規則第11号）を制定したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和7年3月28日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第35号）が制定され、保管場所標章が廃止されることに伴い、所要の規定の整理をしたものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の施行の日

令和7年4月1日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通指導課駐車管理係に備え置く。

福岡県公安委員会告示第96号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づく審査基準の一部を改正したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和7年3月28日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第35号）の制定に伴い、所要の規定の整理をしたものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 基準の施行の日

令和7年4月1日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通規制課企画・許可係に備え置く。

警察本部

福岡県警察本部告示第21号

情報公開窓口設置規程及び個人情報保護窓口設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月28日

福岡県警察本部長 住友 一仁

情報公開窓口設置規程及び個人情報保護窓口設置規程の一部を改正する告示（情報公開窓口設置規程の一部改正）

第1条 情報公開窓口設置規程（平成14年福岡県警察本部告示第30号）の一部を次のように改正する。

第7条及び第8条を削る。

（個人情報保護窓口設置規程の一部改正）

第2条 個人情報保護窓口設置規程（平成18年福岡県警察本部告示第16号）の一部を次のように改正する。

第7条及び第8条を削る。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

再 掲

福岡県公安委員会公告式規則（昭和29年福岡県公安委員会規則第18号）第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会規則第9号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年3月17日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第28条の見出し中「申請」の次に「の場所」を加え、同条第1項中「第94条第1項」の次に「（法第95条の5第2項（法第107条の規定により適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を、「届出」の次に「（次項において「変更届出」という。）」を加え、同条第2項中「免許証の記載事項の変更の届出」を「変更届出」に、「住所の変更の届出」を「住所の変更に係るもの」に改め、同条第3項

中「並びに法第101条第1項、第101条の2第1項及び第101条の2の2第1項に規定する免許証の更新に係る」を「の」に改め、同条第9項中「に行う」を「で行う」に改め、同項を同条第12項とし、同条第8項中「第4項」を「第7項」に、「による申請をする場合で、」を「にかかわらず、免許証等の更新と」に改め、「第3項」の次に「及び第6項」を加え、同項を同条第11項とし、同条第7項中「第3項」を「第6項」に、「第4項」を「第7項」に、「免許証」を「免許証等」に改め、同項を同条第10項とし、同条第6項中「第3項」を「第6項」に、「第4項」を「第7項」に、「免許証」を「免許証等」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項中「第3項」を「第6項」に、「次に掲げる警察署」を「遠隔地警察署」に、「免許証」を「免許証等」に改め、同項第1号から第7号までを削り、同項を同条第8項とし、同条第4項中「免許証」を「免許証等」に改め、同項第1号中「第92条の2第1項の表の備考1の2」を「第95条の6第1項の表の備考1の口」に改め、同項第2号中「第92条の2第1項の表の備考1の3」を「第95条の6第1項の表の備考1のハ」に改め、同項第3号中「免許証」を「免許証等」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

4 法第95条の2第1項に規定する特定免許情報（同条第2項各号に掲げる事項をいう。以下同じ。）の記録の申請、同条第4項に規定する免許証の返納の届出、同条第10項に規定する免許情報記録（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）に記録された特定免許情報に係る記録をいう。以下同じ。）の抹消の届出及び同条第11項に規定する免許証の交付の申請は、運転免許試験場、ゴールド免許センター、遠隔地警察署（福岡県糸島警察署、福岡県宗像警察署、福岡県朝倉警察署、福岡県行橋警察署、福岡県豊前警察署、福岡県小郡警察署及び福岡県うきは警察署をいう。以下同じ。）又は福岡県八女警察署黒木交番で行うものとする。

5 前項の規定にかかわらず、法第107条の規定により適用する法第95条の2第11項に規定する免許証の交付の申請は、運転免許試験場で行うものとする。

6 法第101条第1項（法第107条の規定により適用する場合を含む。）、第101条の2第1項（法第107条の規定により適用する場合を含む。）及び第101条の2の2第1項（法第107条の規定により適用する場合を含む。）に規定する免許証等（法第101条第

1項に規定する免許証又は免許情報記録をいう。以下同じ。)の更新の申請は、運転免許試験場で行うものとする。

第28条の2の見出し中「免許証の更新の申請」を「特定免許情報の記録の申請等」に改め、同条第2項中「第101条の2第1項」の次に「(法第107条の規定により適用する場合を含む。)」を加え、「免許証」を「免許証等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「第101条第1項」の次に「(法第107条の規定により適用する場合を含む。)」を加え、「免許証」を「免許証等」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

法第95条の2第1項に規定する特定免許情報の記録の申請をしようとする者は、規則第21条の2第1項に規定する特定免許情報記録申請書に申請用写真を添付することを要しない。

2 法第95条の2第11項(法第107条の規定により適用する場合を含む。)に規定する免許証の交付の申請をしようとする者は、規則第21条の9第1項に規定する運転免許証交付申請書に申請用写真を添付することを要しない。

第31条第1項を次のように改める。

法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請、法第105条の2第1項の規定による運転経歴証明書の交付の申請、同条第3項の規定による運転経歴情報の記録の申請、規則第30条の10第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出、規則第30条の11第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請、規則第30条の12第2項及び第3項の規定による運転経歴証明書の返納の届出、規則第30条の15第1項の規定による運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所等の変更の届出並びに規則第30条の16第2項の規定による運転経歴情報の抹消の届出は、次表の左欄に掲げる申請等の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所で行うものとする。ただし、ゴールド免許センター又は福岡県八女警察署黒木交番における免許の取消しの申請及び遠隔地警察署における免許の取消しの申請(免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者又は免許情報記録個人番号カードのみを有する者に限る。)は、法第101条第1項又は第101条の2第1項に規定する免許証等の更新と同時に行う場合に限る。

申請等の種類	申請等の場所
免許の取消しの申請(免許証のみを有する者)	福岡県警察本部交通部運転免許管理課(以下「運転免許管理課」という。)、運転免許試験場、ゴールド免許センター、警察署又は福岡県八女警察署黒木交番
免許の取消しの申請(免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者又は免許情報記録個人番号カードのみを有する者)	運転免許管理課、運転免許試験場、ゴールド免許センター、遠隔地警察署又は福岡県八女警察署黒木交番
運転経歴証明書の交付の申請	運転免許管理課、運転免許試験場又は警察署
運転経歴証明書の再交付の申請	
運転経歴証明書の記載事項の変更の届出	運転免許管理課、運転免許試験場、ゴールド免許センター又は警察署
運転経歴証明書の返納の届出	
運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所等の変更の届出	
運転経歴情報の記録の申請	運転免許管理課又は運転免許試験場
運転経歴情報の抹消の届出	運転免許管理課、運転免許試験場又はゴールド免許センター

第31条第2項中「届出」の次に「又は運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所等の変更の届出」を加え、同条第3項中「第30条の9第1項」を「第30条の7第1項」に改め、同条第4項中「第30条の10第1項」を「第30条の8第1項」に、「運転経歴証明書交付申請書」を「運転経歴証明書交付等申請書」に、「第30条の13第1項」を「第30条の11第1項」に、「運転経歴証明書再交付申請書」を「運転経歴証明書交付等再交付申請書」に改め、同条第5項中「第104条の4第5項(法第105条第2項において準用する場合を含む。)」を「第105条の2第1項及び第3項」に、「交付」を「交付等」に改め、同条第6項中「第30条の12第2項」を「第30条の10第2項及び第30条の15第2項」に改め、同条に次の2項を加える。

- 7 規則第30条の12第2項の都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書返納届は、運転経歴証明書返納届(様式第52号の2)とする。
- 8 規則第30条の16第2項の都道府県公安委員会規則で定める運転経歴情報抹消届は、運転経歴情報抹消届(様式第52号の3)とする。

第33条の2の2に次のただし書を加える。

ただし、令第43条第1項の表講習手数料の項に規定するオンライン講習を受けよう

とする者は、この限りでない。

様式目次第51号の項中「運転経歴証明書^{交付}再^{交付等}申請書」を「運転経歴証明書^{交付}再^{交付等}申請書」に改め、同目次中第52号の項の次に次のように加える。

第52号の2	運転経歴証明書返納届	第31条
第52号の3	運転経歴情報抹消届	第31条

様式第30号の（表）を次のように改める。

様式第30号 (第16条関係)

(表)

※	整理番号					
---	------	--	--	--	--	--

福岡県公安委員会 殿 ア 届出者 住所 () 氏 電話 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 安全運転管理者等に関する届出書 (警察署)		安全運転管理者等を選任(解任)する届出事項(ア・ウ・オ・ケ・コ・サ・シ)を変更したもので届け出ます。					年 月 日																					
イ	選任年月日	年 月 日					ケ	自動車の使用の本拠	名	(ふりがな)																		
ウ	安全運転管理者等氏名	(ふりがな)					コ	自動車台数	乗用車	貨物	計																	
エ	資格要件	実務経験	1 運転管理1年以上	2 運転管理1年以上	3 運転経歴3年以上	4 公安委員会の教習を終了し運転管理1年以上	5 公安委員会の認定		1 官公署	2 公社公団等	3 農業	4 林業	5 漁業	6 鉱業	7 建設業	8 製造業	9 卸売・小売業	10 不動産業	11 金融保険業	12 運輸業	13 電気ガス業	14 通信業	15 サービス業	16 その他				
オ	職務上の地位	使用の本拠における自動車台数及び運転者数																										
カ	安全運転管理者等が運転免許を得るもっているとき	免許の種類																										
キ	安全運転管理者等の勤務態様	勤務補助者の有無	1 あり () 人	2 なし																								
ク	安全履歴	年 月 日 経 歴																										
	安全運転管理者等	年 月 日		解任年月日		氏 名																			年 月 日			
	備考	1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任理由 5 その他 ()																										

注 該当するものを○印で囲むこと。

様式第31号中

運 転 免 許 証	免 許 種 類	免 許 年 月 日	免 許 番 号	交 付 年 月 日	交 付 公 安 委 員 会

を

運 転 免 許 証 又 は 免 許 情 報 記 録 個 人 番 号 カ ー ド	免 許 種 類	免 許 年 月 日	免 許 証 等 番 号	交 付 等 年 月 日	交 付 等 公 安 委 員 会

に

改める。

様式第39号を次のように改める。

様式第39号（第27条関係）

福岡公委指令（運管）第 号 年 月 日	
運転免許試験合格取消通知書	
住所	殿
氏名	福岡県公安委員会 印
<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の3第2項の規定により次の運転免許試験の合格は 年 月 日付けをもって取り消したので通知します。</p>	
受験者の本籍 （国籍等）、名 住所、氏名 及び生年月日	
運転免許試験 の合格年月日	年 月 日
合格していた 免許の種類	
合格取消し の理由	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録 の番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
<p>（教示） この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができません。</p>	

(A4)

様式第41号を次のように改める。

様式第41号（第29条関係）

緊急自動車運転資格審査申請書																	
福岡県公安委員会 殿																	
年 月 日																	
本籍（国籍等）																	
住所																	
氏名																	
生年月日																	
審査に係る緊急自動車種類	大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 (限定なし・小型)																
	免許証の番号	第	号														
現に受けている免許	免許証		交付年月日	年月日	有効期間の末日	年月日					公安委員会						
	免許情報記録		免許情報記録の番号	第		号		特定免許情報記録等年月日		年月日	有効期間の末日	年月日		公安委員会			
免許の種類	第一種免許		二小原		年月日												
	第二種免許		その他		年月日												
免許の種類	大		中	準	普	大	大	普	自	二	大	中	普	大	特	引	二
	中型		中型	中型	中型	中型	中型	中型	中型	中型	中型	中型	中型	中型	中型	中型	中型
免許の条件																	
緊急自動車の使用者																	

注 1 審査に係る緊急自動車の種類欄及び免許の種類欄は、該当するものを○印で囲むこと。

2 現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証の番号、免許情報記録の番号、免許年月日その他必要な事項を記入すること。

3 緊急自動車の使用者欄には、当該緊急自動車の使用者の所在地及び名称のほか、代表者の職名及び氏名を記入すること。

(A4)

様式第44号を次のように改める。

様式第44号（第30条関係）

臨時適性検査受検申請書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

本 籍 (国 籍 等)	
住 所 (本邦における住所)	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証の番号等	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録の番号等	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
国際運転免許証等 の 番 号 等	第 号 年 月 日 発給
現に受けている免許 又は運転することがで きる自動車等の種類	
現に付されている 免許の条件	
臨時適性検査を 申請する理由	

- 注 1 免許証の番号等欄には、現に受けている免許に係る免許証の番号、交付年月日及び交付公安委員会を記入すること。
- 2 免許情報記録の番号等欄には、現に受けている免許に係る免許情報記録の番号並びに特定免許情報の記録等年月日及び記録等公安委員会を記入すること。
- 3 国際運転免許証等の番号等欄には、現に受けている国際運転免許証等の番号、発給年月日、発給地及び発給機関を記入すること。
- 4 臨時適性検査を申請する理由が身体の状態に関わるものであるときは、診断書その他これを証明する書類を添付すること。

(A4)

様式第51号及び様式第52号を次のように改める。

様式第51号 (第31条関係)

運転経歴証明書 交付等 申請書 再交付		写 真 (3.0×2.4cm)										
福岡県公安委員会 殿		年 月 日										
フリガナ												
氏名	生年月日 (歳)	生年月日 (歳)										
住所	性別 男・女											
申請内容	電話番号											
<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書交付	<input type="checkbox"/> 運転経歴情報記録	<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書再交付										
免許取消年月日 又は 免許証等有効期間満了日	年 月 日											
取消通知書番号	第 号											
受理窓口												
運転経歴証明書番号 又は 運転経歴情報記録の番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>											
再交付理由	・亡失・滅失・汚損・破損・その他()											
住所確認書類	・住民票・個人番号カード・その他()											
添付書類	・運転経歴証明書・亡失等事実証明書類()											
県外からの転入者の転出元都道府県名												

注 1 申請者は、太枠内のみ記入すること。

2 申請内容欄は、該当する口欄にレを記入すること。

3 該当するものを○印で囲むこと。

(A4)

様式第52号 (第31条関係)

運転経歴証明書記載事項変更届

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

届出者氏名		届出者確認署名欄
電話番号		

(変更前)	
住所	
フリガナ	生年月日
氏名	年 月 日生

変更する箇所のみ記載してください。(変更後)

新住所	
フリガナ	生年月日
新氏名	年 月 日生

----- (この線から下には記載しないこと。) -----

運転経歴証明書番号 又は 運転経歴情報記録の番号									
運転経歴情報の記録等年月日	年 月 日								
住所等の変更確認	・住民票 ・個人番号カード ・その他 ()								

受付警察署等	受付者	処理者	本部登録処理者

- 注 1 届出者は、太枠内のみ記入すること。
 2 届出者確認署名欄は、運転経歴証明書に記載された変更等に係る事項に誤りが無いことを確認した届出者が署名すること。
 3 住所等の変更確認欄は、該当するものを○印で囲むこと。

(A4)

様式第52号の次に次の2様式を加える。

様式第5.2号の2 (第3.1条関係)

運転経歴証明書返納届 福岡県公安委員会 殿											
年 月 日											
フリガナ											
氏名											
生年月日		年 月 日		電話番号							
運転経歴証明書の記載事項の変更の有無				有 ・ 無							
(運転経歴証明書の写し欄)											
現 に 受 け て いる 運 転 経 歴											
記録等公安委員会				公安委員会							
運転経歴情報の											
記録等年月日		年 月 日									
運転経歴情報記録の番号		第		号							
免許年月日・種類		大 型		中 型		準 中 型		普 通		大 特 特	
第一種免許		二・小・原		大 自 二		普 自 二		小 特		原 付	
その他		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
第二種免許											

- 注 1 届出者は、太枠内のみ記入すること。
- 2 現に受けている運転経歴に係る運転経歴証明書の記載事項に変更がある場合には、運転経歴証明書の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該運転経歴証明書に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
- 3 現に受けている運転経歴欄には、現に受けている運転経歴に係る運転経歴証明書番号若しくは運転経歴情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類その他の必要な事項を記載し、又はその者が現に受けている運転経歴に係る運転経歴証明書の表側及び裏側を複写すること。

(A4)

様式第5.2号の3 (第3.1条関係)

運転経歴情報抹消届												
福岡県公安委員会 殿												
年 月 日												
フリガナ												
氏名												
生年月日	年 月 日	電話番号										
運転経歴証明書の記載事項の変更の有無		有 ・ 無										
(運転経歴証明書の写し欄)												
現 に 受 け て いる 運 転 経 歴												
記録等公安委員会		公安委員会										
運転経歴情報の		年 月 日										
記録等年月日												
運転経歴情報記録の番号		号										
免許年月日・種類	大型	中型	準中型	普通	大型	大型	小型	原付	大型	大型	大型	大型
第一種免許	二・小・原	その他	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第二種免許												

注 1 届出者は、太枠内のみ記入すること。

- 2 現に受けている運転経歴に係る運転経歴証明書の記載事項に変更がある場合には、運転経歴証明書の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該運転経歴証明書に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
- 3 現に受けている運転経歴欄には、現に受けている運転経歴に係る運転経歴証明証番号若しくは運転経歴情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類その他の必要な事項を記載し、又はその者が現に受けている運転経歴に係る運転経歴証明書の表側及び裏側を複写すること。

(A4)

様式第53号中

「 取消し前に取得してい た 免 許 の 種 類 」	を	「 取消し前に受けていた 免 許 の 種 類 取消し前に受けていた 免許に係る免許証の 交付公安委員会又は 特定免許情報の記録等 公 安 委 員 会 」	に改め、
-------------------------------------	---	--	------

同様式の注2中「取得していた」を「受けていた」に改める。

様式第61号を次のように改める。

様式第61号 (第33条の2の4関係)

違反者講習申出書		年 月 日
福岡県公安委員会 殿		
道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第108条の2第1項第13号の規定に基づく違反者講習を受けたので申し上げます。		
整理番号	(通知書記載の整理番号を記入してください。)	
免許証の番号		
免許情報記録の番号		
生年月日	年 月 日 生 (歳)	性別
氏名		
住所		
連絡先		
該当するものに○印を付けてください。	希望する講習区分	・ 社会参加活動事前体験コース (終了証明書が必要です。) ・ 社会参加活動当日体験コース ・ 実車指導コース
	現在受けている免許の種類	大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 特 引 二 型 型 型 通 特 付 引 二 二 二 二 型 型 型
		資料区分
		76

備考 太枠内のみ記入してください。

第 号	第 号	
違反者講習手数料	①	②
	証紙貼付欄	
	・ 枠からはみ出さないでください。 ・ 端まできれいに貼ってください。	
違反者講習通知手数料	④	⑤
	⑥	
	受付者	
	(押印又は署名)	

切取り線

受付証	違反者講習に関する申出書を受け付けました。 (証紙金額 円)	
課 (出先機関) 名	係員 (押印又は署名)	年 月 日

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年3月24日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に作成したこの規則による改正前の様式で現に使用しているものは、それぞれこの規則による改正後の相当規定により作成した様式とみなす。

福岡県公安委員会公告式規則（昭和29年福岡県公安委員会規則第18号）第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会規則第10号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年3月17日

福岡県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則（平成14年福岡県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

運 転 免 許 証	免許種類	免許年月日	免許番号	交付年月日	交 付 公 安 委 員 会

を

運転免許証又は 免許情報記録 個人番号カード	免許種類	免許年月日	免許証 等番号	交付等 年月日	交 付 等 公 安 委 員 会

に

改める。

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会告示第90号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）について、令和6年12月26日から令和7年1月24日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和7年3月17日

福岡県公安委員会

1 規則の題名

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（令和7年福岡県公安委員会規則第9号）

2 規則の公布の日

令和7年3月17日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったため、原案のとおり規則を制定することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会告示第91号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施

行に関する規則の一部を改正する規則（令和7年福岡県公安委員会規則第10号）を制定したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和7年3月17日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）等の制定により、特定免許情報の個人番号カードへの記録に関する規定が整備されたこと等に伴い、所要の規定の整理をしたものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の施行の日

令和7年3月24日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課法規係に備え置く。

福岡県公安委員会公告式規則（昭和29年福岡県公安委員会規則第18号）第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県警察本部告示第18号

筑豊自動車運転免許試験場技能試験コースの使用許可手続等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月17日

福岡県警察本部長 住友 一仁

筑豊自動車運転免許試験場技能試験コースの使用許可手続等に関する規程
の一部を改正する告示

筑豊自動車運転免許試験場技能試験コースの使用許可手続等に関する規程（平成28年福岡県警察本部告示第21号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の注中3を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年3月24日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前に作成したこの告示による改正前の様式で現に使用しているものは、この告示による改正後の相当規定により作成した様式とみなす。